

用語の解説

1 予算

一定期間における収入及び支出の見積もりを言います。

地方公共団体の予算は、

- ①歳入歳出予算、②継続費、③繰越明許費、④債務負担行為、⑤地方債、⑥一時借入金、⑦歳出予算の各項の経費の金額の流用に関する定めとなり、主な内容は以下のとおりです。

① 歳入歳出予算

一会計年度(4月～3月)における全ての収入、支出を見積もった計算書です。

② 継続費

完成まで2か年以上にわたる建設事業等で、その支出すべき経費の総額及び年割額を、あらかじめ一括した予算として定めるものです。

③ 繰越明許費

年度内にその支出を終わらない見込みのある歳出予算については、翌年度に繰り越して使用できるよう、定めるものです。

④ 債務負担行為

将来、支出を伴う契約等について、あらかじめその内容を定めておくものです。

⑤ 地方債

建設事業等の財源とするための長期借入金で、その返済が複数の会計年度にわたり行われるものをいいます。

2 会計区分

地方公共団体の会計区分は3つあります。主な内容は以下のとおりです。

① 一般会計

地方公共団体の会計の中心をなすもので、行政運営の基本的な経費を網羅した会計です。

② 特別会計

特定の歳入歳出を、一般の歳入歳出と区分して経理するための会計です。

設置する場合は、条例で定める必要があり、千葉市では国民健康保険事業など14の特別会計を設置しています。

③ 企業会計

特別会計のうち、地方公共団体が経営する企業について、企業会計原則により経理する会計です。

千葉市では病院事業、下水道事業、水道事業の3会計を設置しています。

用語の解説

3 予算の区分(款・項・目・節)

予算をその行政目的別に区分するときに使う名称です。「款」が一番大きな区分で、次に「項」、「目」、「節」と続きます。主な「款」の内容は以下のとおりです。

① **議会費**

議会の報酬や委員会の運営費など議会の活動に要する経費です。

② **総務費**

企画調整事務、財政・財務管理に要する経費のほか、戸籍、統計、徴税、選挙、職員の人事等に関する経費です。

③ **民生費**

保育所の運営や生活保護など市民の生活と福祉を向上するための経費です。

④ **衛生費**

予防接種や各種検診のほか、ごみ処理など市民が健康で衛生的な生活を送るための経費です。

⑤ **労働費**

職業訓練や失業対策など勤労者を支援するための経費です。

⑥ **農林水産業費**

農地の改良や農業者支援など農業、林業、水産業を振興するための経費です。

⑦ **商工費**

企業誘致や商店街の活性化のほか、市の観光振興などに関する経費です。

⑧ **土木費**

道路、河川、公園、住宅等のインフラ整備や維持管理に関する経費です。

⑨ **消防費**

消火、救急活動など災害被害の軽減や人命救助のための経費です。

⑩ **教育費**

小・中学校の整備・運営のほか、公民館、図書館などの社会教育施設の整備・運営に関する経費です。

⑪ **災害復旧費**

災害によって生じた被害の復旧に要する経費です。

⑫ **公債費**

過去に発行した市債の償還に要する経費です。